

地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則及び 株主議決権行使ガイドライン(国内株式・外国株式)の改正概要について

1. 地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則

連合会が特に重要と考える以下の6点の事項に要点を絞って再構成しました。

- 経営執行と監督の分離

取締役会の役割を明確化するとともに、経営執行と監督の分離に関して言及しました。

取締役会が監督すべき事項として、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への対応に言及しました。

- 独立社外取締役を中心とする取締役会による監督

独立社外取締役の人数について、過半数が望ましいことを規定しました。CEOと取締役会議長の職務分離、スキル／コンピテンシー・マトリックスの作成に関して言及しました。

- 指名・報酬・監査に関する審議・検討機能の確保

独立社外取締役を主体とした指名・報酬・監査の三委員会の設置が望ましいこと、及びそれらに期待する役割を規定しました。

- 経営陣に対する動機付け

- 取締役会の実効性評価

- 情報開示

開示の内容として、環境・社会問題に関する事項について言及しました。

2. 株主議決権行使ガイドライン（国内株式）

主な改正点は以下のとおりです。

- 取締役会における独立社外取締役の人数要件を一部引き上げました。（企業の所属する市場区分などによっては3分の1以上）
- 役員報酬について、報酬制度の種類が増えている現状を勘案し、インセンティブ報酬制度に関する記述を一般化しました。
- 記述が重複している箇所を統合し、記述を簡略化しました。
- コーポレートガバナンス原則で規定している項目以外の議案（剰余金の処分・組織再編等）に関する判断基準を統合しました。

3. 株主議決権行使ガイドライン（外国株式）

主な改正点は以下のとおりです。

- 独立取締役の人数要件（現行：2名以上）に関しては、過半数を原則としつつ、投資先の市場における実情に応じて判断することとしました。
- 株主議決権行使ガイドライン（国内株式）と共通で記載のある事項については、規定ぶりを揃えました。